

# 国立大学法人東京外国語大学入学料 の免除及び徴収猶予取扱規程

昭和 50 年 10 月 1 日

制 定

改正 昭和 53 年 2 月 1 日 昭和 52 年 3 月 19 日

昭和 63 年 8 月 2 日 平成元年 2 月 1 日

平成 4 年 4 月 30 日 平成 4 年 6 月 19 日

平成 7 年 4 月 6 日 平成 8 年 1 月 9 日

平成 8 年 11 月 6 日 平成 9 年 2 月 14 日

平成 13 年 2 月 28 日 平成 15 年 1 月 29 日規則第 4 号

平成 15 年 4 月 30 日規則第 28 号 平成 16 年 4 月 1 日規則第 89 号

平成 21 年 3 月 31 日規則第 72 号 平成 24 年 3 月 27 日規則第 73 号

平成 26 年 4 月 8 日規則第 38 号 平成 27 年 3 月 27 日規則第 92 号

平成 31 年 3 月 1 日規則第 82 号 令和 2 年 7 月 28 日規則第 50 号

令和 6 年 3 月 26 日規則第 42 号

(趣旨)

第 1 条 東京外国語大学に入学する者（科目等履修生及び研究生として入学する者を除く。）に対する入学料の免除及び徴収猶予の取扱いについては、法令その他別段の定めのあるもののほか、国立大学法人東京外国語大学学則第 4 7 条第 2 項並びに国立大学法人東京外国語大学大学院学則第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、この規程の定めるところによる。

(大学院の免除対象者)

第 2 条 大学院に入学する者で入学料免除の対象となる者は、T U F S 修学支援制度(大学院)により入学料免除の対象として認定を受けた者とする。

2 前項に該当しない者であっても、次の各号の一に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前 1 年以内において、大学院に入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3 T U F S 修学支援制度(大学院)による入学料免除については、別に定める。

(学部の免除対象者)

第 3 条 言語文化学部、国際社会学部及び国際日本学部（以下「学部」という。）に入学する者で、入学料免除の対象となる者は、大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)により入学料減免の対象として認定を受けた者とする。

2 前項に該当しない者であっても、次の各号に該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害をうけた場合

(2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

3 T U F S 修学支援制度(学部)による入学料免除については、別に定める。

(申請手続き)

第4条 第2条第2項、及び第3条第2項により免除を受けようとする者は、別に定める様式による入学料免除願に次に掲げる書類を添えて、入学手続き終了の日までに学長に願出しなければならない。

- (1) 家庭調書（所定の様式）
- (2) 所得証明書
- (3) その他本学が必要と認める書類  
（選考機関）

第5条 第2条第2項、及び第3条第2項による入学料の免除は、当該学生の申請に基づき、学生支援マネジメント・オフィス会議の議を経て、学長が許可する。

（免除の額）

第6条 免除の額は、原則として入学料の全額、3分の2、または3分の1とする。

（徴収猶予）

第7条 大学院及び学部に入学者で、入学料の徴収猶予を申請できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 経済的理由により納付期限までに納付が困難で、かつ学業優秀と認められる場合
- (2) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは学資負担者が風水害等の災害をうけ、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (3) 第1号又は第2号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項に該当し徴収猶予を受けようとする者は、別に定める様式による入学料徴収猶予願に第4条各号に掲げる書類を添えて、入学手続き終了の日までに学長に願出なければならない。

3 入学料免除を申請し不許可又は半額免除の許可を告知された者で、入学料の徴収猶予を受けようとする者は、その告知の日から起算して14日以内に、前項に定める書類により学長に願出なければならない。

4 第2項又は第3項による徴収猶予の申請があった場合は、学生支援マネジメント・オフィス会議の議を経たうえ、学長がこれを許可する。ただし、徴収猶予の期間は、前半期（4月1日から9月30日までをいう。）に入学する場合は9月末日、後半期（10月1日から翌年3月31日までをいう。）に入学する場合は翌年3月末日までとする。

5 前項ただし書きの場合において、当該徴収猶予の期間までに所定の入学料を納付しないときは、その許可を取り消し、入学料徴収猶予を不許可とする。

6 免除又は徴収猶予を許可し、又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を願出た者に係る入学料の徴収を猶予する。

7 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者（第5項により徴収猶予を不許可とした者を除く。）又は半額免除を許可した者（第3項の徴収猶予の申請をした者を除く。）については、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知した日から起算して14日以内に、所定の入学料を納付しなければならない。

（死亡等による免除）

第8条 入学料の免除又は徴収猶予を願出た者について、前条第5項により入学料の徴収を猶予している期間内において死亡したことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。

- 2 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者について、前条第6項に規定する期間内において死亡したことにより、学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 3 免除若しくは徴収猶予を不許可とした者又は半額免除の許可をした者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を除いた場合は、未納の入学料の全額を免除する。
- 4 徴収を猶予した入学料に係る延滞金は、その全額を免除する。

附 則

この規程は、昭和50年10月1日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和53年2月1日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、昭和62年3月19日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和63年8月2日から施行し、昭和65年度大学入学者選抜に係る受験者から適用する。
- 2 昭和64年度大学入学者選抜に係る受験者については、改正前の別紙様式Ⅲ-1によるものとする。

附 則

この規程は、平成元年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成4年4月30日から施行し、平成4年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規定第1条、別紙様式Ⅰ、別紙様式Ⅲ-1及び別紙様式Ⅲ-2については、平成4年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、平成4年6月19日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月6日から施行し、平成7年3月14日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成8年1月9日から施行し、平成7年4月1日から適用する。
- 2 改正前の規定第1条、別紙様式Ⅰ及び別紙様式Ⅲ-1については、平成7年3月31日に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この規程は、平成8年11月6日から施行し、平成8年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成9年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年2月28日から施行し、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規程は、平成15年1月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月30日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月8日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程第3条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和2年7月28日から施行し、改正後の国立大学法人東京外国語大学入学料の免除及び徴収猶予取扱規程の規定は、令和2年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規定にかかわらず、2020年4月1日入学にかかる大学院の入学料免除の取扱いについては、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。